

# 農業用揚水機にかかる 電気料金高騰支援

町では、電気料金の高騰により営農活動に影響を受けている農業者を支援します。

申請期限 令和6年3月29日まで

## 対象者

町内で農業用揚水機を使用する 農業者 または 水利組合や開田組合等の任意団体のうち、次の①・②両方に該当する者

- ①本人または代表者の住所が町内にある。
- ②令和5年4月～9月の電気料金の合計額が、令和3年4～9月の合計額を上回った。

## 補助金額

$$\left( \begin{array}{c} \text{令和5年電気料金} \\ \text{(4月～9月分)} \end{array} - \begin{array}{c} \text{令和3年電気料金} \\ \text{(4月～9月分)} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{補助率} \\ 1/2 \end{array}$$

※ただし、 $\begin{array}{c} \text{令和3年電気料金} \\ \text{(4月～9月分)} \end{array} \times 25\% \times 1/2$  を上限額とします。

※国や県の電気料金高騰対策事業等の対象となる揚水機の場合は、その補助金額を差し引いた額となります。

## 申請に必要なもの

- ①令和3年と令和5年の4月～9月分の電気料金の支払額がわかる書類  
(請求書と通帳、請求書と領収書 など)
- ②振込先がわかるもの (通帳・カード等)

※その他、申請の際に下記について聞き取りを行います。

- ・揚水機の位置、受益面積
- ・構成員 (水利組合等団体の場合のみ)

詳しくは、下記までお問合せください。

真室川町農林課 農林整備係 TEL0233-62-2052 (内線 267)